

固定資産税に関するお知らせ  
「価格等縦覧帳簿」「縦覧と」固定資産課税台帳「閲覧

土地や家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧を行います。

◎土地及び家屋価格などの縦覧

平成25年度の固定資産税評価額について、他の土地や家屋の価格と比較できる土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

縦覧することができる方

固定資産税を納めている方（納税者）とその家族、納税者の委任を受けた方および納税管理人

縦覧期間 4月1日（月）～30日（火）

午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日除く

手数料 無料

持ち物 本人確認ができるもの（納税通知書、運転免許証など）、認印、委任状（代理の方の場合）など

◎固定資産課税台帳の閲覧

平成25年度の固定資産税の基礎となる課税台帳を確認できます。

閲覧することができる方

納税義務者とその家族、納税義務者の

委任を受けた方、納税管理人および土地や家屋を借りている方

閲覧期間 4月1日（月）以降毎日

午前8時30分～午後5時15分

※土日・祝日除く

手数料 閲覧期間中は無料

※ただし閲覧期間後は有料

持ち物 本人確認ができるもの（納税通知書、運転免許証など）、認印、委任状

（代理の方の場合）、土地や家屋を借りている方はその契約書

◎審査の申出

平成25年度の固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、

固定資産の価格等を登録した旨を公示した日から納税通知書を受けた日後60日までの間に文書をもって下田市固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることが

できます。

◎平成25年度固定資産税第1期の

納期限は4月30日（火）

市税の納付は便利な口座振替をご利用ください。

問合せ先 税務課資産税係 ☎22218

問合せ先 産業振興課 ☎23914

「転落・転倒事故をなくそう！」  
春の農作業安全運動実施中  
4月1日～5月31日

農作業事故は単純なミスがおこらないように、十分注意をすることで防ぐことができます。適度な休息を取り、基本的な注意事項を確認しましょう。

【チェックポイント】

①安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用しましょう。

転落・転倒による死亡事故の多くは、安全キャブ・フレームのないトラクターで発生しています。

②シートベルトを着用しよう

安全キャブ・フレームが装着されたトラクターでもシートベルトを着用しなければ、身体を守ることはできません。

③作業環境を確認しましょう

作業前には作業環境を確認し、危険が潜む場所の草刈りや法面付近にポールを立てるなど事故が起きない環境づくりを心がけましょう。

④適正な機械使用を心がけましょう

ほ場から出たところでの事故では片ブリーキによる事故などが考えられますので、道路走行時には必ず左右のブリーキペダルを連結しましょう。

問合せ先 産業振興課 ☎23914